

**Q** なぜ、給水装置は水道施設ではないのでしょうか？

**A** 水源から蛇口までを水道と呼んでいますよね！そこで疑問が生じます。

なぜ、「給水装置」は、「水道施設」には入らないのでしょうか？

水道法では、水道を供給する側の管理する範囲と、需要者が管理している範囲を区分しています。水道を供給する側の管理する範囲を「水道施設」といい、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設があります。

需要者が管理している範囲を「給水装置」といい、配水施設(配水管)から直接分岐して有圧のまま蛇口まで給水する設備です。

したがって、「水道施設」と「給水装置」は、水道システムとしては、一体となつてつながっていますが、「給水装置」は「水道施設」の範囲には入らないのです。

このことは、図で示すように、水源から蛇口までのいわゆる水道システムのうち、水道事業者が管

理している範囲を「水道施設」、需要者が管理している範囲を「給水装置」として区分されています。

また、管の大きさ(口径)で区分されてはいないのか?との疑問もあるかと思えます。

水道の規模にもよりますが、「水道施設」には、数千mmの大きな口径から、50mm以下の口径のものまで使われています。

「給水装置」は、一般的には口径50mm以下のものが多く使われていますが、使用水量の多い場合は、それ以上の口径のものも使われています。

このように、「水道施設」と「給水装置」は、口径(管の大きさ)で区分するのではなく、管理する範囲で区分されています。

(出典：水道技術ジャーナル 2008年10月)

(参考文献)

水道法逐条解説 (社)日本水道協会

水道用語辞典 (社)日本水道協会

**施設の概要**

導水施設: 取水施設から浄水施設に原水を輸送する施設

送水施設: 浄水場から配水池等に送水する施設

配水施設: 浄水を給水区域に必要な水量を適切な圧力で配水する施設

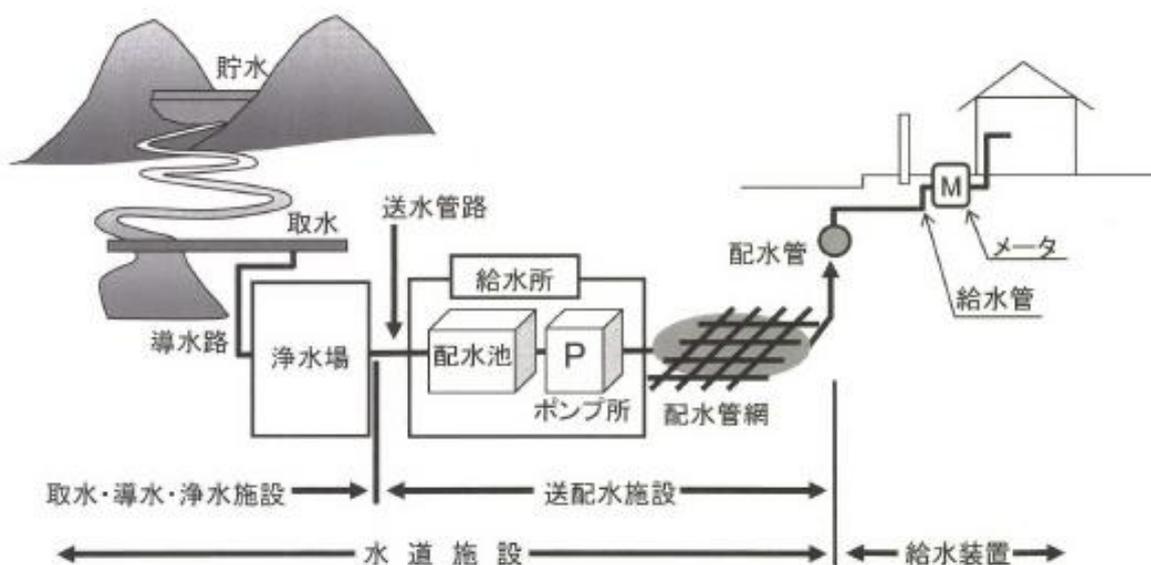


図 水道システムにおける給水装置の範囲